

令和2年度 包括外部監査（令和3年3月26日報告） 【指摘事項】

テーマ：公益財団法人郡山市観光交流振興公社の運営に係る事務の執行について

No.	該当所属	監査の結果（要約）	措置・対応状況の別	内容
5	観光課 行政マネジメント課	<p>第3部（公財）郡山市観光交流振興公社の概要について</p> <p>第4 決算の状況</p> <p>2 正味財産増減計算書の事業別内訳</p> <p>(2)管理費の按分・指定管理料の按分について</p> <p>理事、監事の役員報酬や管理部門で発生する他の経費については、その全額を無条件に管理費として処理するのではなく、法人の実態を表す配賦基準を定め、事業費へ配賦することが適切であると考えます。</p> <p>なお、「郡山市指定管理者制度ガイドライン」によると、指定管理料の積算には共通経費は入っていない。事業体が継続的に活動するためには共通経費は欠かせないものであるため、市と公社の間で共通経費をどのように取り扱うかを確認しておく必要がある。</p>	対応状況	<p>市では、継続して、公社に対し、会計毎にコスト分析を行う必要があるため、法人会計にまとめて計上している管理経費を他会計に按分すること及び他の民間の公益財団法人の状況や類似する団体の会計処理について調査研究するよう指導しており、公社からは、令和4年度決算時から管理費配賦を行う旨の報告を受けております。</p> <p>指定管理料の積算における共通経費の取扱いについては、令和3年3月に改訂した「郡山市指定管理者制度ガイドライン」により、令和4年度の指定管理公募案件から、共通経費（一般管理費）を計上しております。</p> <p>令和5年1月24日対応状況報告 市長</p>
13	観光課	<p>第5部 郡山カルチャーパーク</p> <p>第4 委託契約の状況</p> <p>4 監査の結果</p> <p>(5)随意契約によることの妥当性について</p> <p>財団の契約に関する規程は、主として郡山市の条例等をそのまま利用しており、郡山市の財務部契約課が作成した委託契約の手引きによると、随意契約と出来る場合について以下のように規定されている。</p> <p>令和元年度の調理販売業務契約は、業務期間を229日とする条件で指名競争入札を実施したが、不落到ったため上期と下期の2契約に分けて随意契約を締結した。当初の入札条件から業務期間を分割するなど大幅な入札条件の変更しており、不適切な事務処理である。</p>	措置 (完了)	<p>市では、公社に対し、現在運用中の規程を遵守し、事務の執行に努めるよう改善指導を行い、令和3年度以降の調理販売業務契約については、各種規程に基づき適正に契約しております。</p> <p>令和5年1月24日措置通知 市長</p>

令和2年度 包括外部監査（令和3年3月26日報告） 【意見】

テーマ：公益財団法人郡山市観光交流振興公社の運営に係る事務の執行について

No.	該当所属	監査の結果（要約）	措置・対応状況の別	内容
1	観光課	<p>第3部（公財）郡山市観光交流振興公社の概要について</p> <p>第2 組織機構</p> <p>2 役員構成</p> <p>(1)理事会・評議員会について</p> <p>現在役員は11名いるが、常勤理事2名は郡山市職員OBが選任されることが通例となっている。また、評議員及びその他の理事については各団体からの推薦となっている。代表理事及び業務執行理事については郡山市の推薦により決定されている。代表は別としても、実際業務を執行する役員等については学識経験者だけではなく、もし適任者がいればであるが、民間での施設の運営経験及びノウハウを有する者もしくは長年当財団で経験を積んできたもの等も候補にしても良いのではないであろうか。</p>	対応状況	<p>市は、理事については業績及びその他経営全般の評価により評議員で決定され、適切な常勤理事等の選任が行われているものと認識しております。なお、包括外部監査の意見を踏まえ、代表理事を含めた理事については、社会情勢等も踏まえながら選任等を行うよう指導しました。</p> <p>また、公社としては、常勤理事については、現状の施設運営を踏まえ、学識経験者や民間のノウハウ、プロパーの経験や能力等総合的に市と協議を行い、非常勤役員等については、今後の社会情勢の変化や各推薦団体の状況等を踏まえて適宜検討することとしております。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p>
2	観光課	<p>(2)理事会及び評議員会の出欠について</p> <p>理事会及び評議員会の出欠を確認したところ、評議員会の出席がゼロの評議員がみられた。評議員会が形式的にならないためにも、財団として日程調整方法を改める等、出席がゼロというのは改善していただきたい。</p>	措置（完了）	<p>市は、理事会及び評議員会の開催に当たり、日程調整に幅を持たせるなど、開催日程の柔軟性を確保する意向であることを確認しております。</p> <p>なお、令和2年度に評議員の改選を行い、状況は改善しております。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p>
3	観光課	<p>第3 実施事業体系等</p> <p>1 公益目的事業</p> <p>(1)事業の内訳について</p> <p>当財団は過去に3つの財団が合併して設立されたものであり、また、指定管理の募集において複数の施設を1つの選定単位としているためか、公益目的事業会計の内訳が複雑でわかりにくいものとなっている。集約できるものは集約する等もう少し管理しやすくまたわかりやすいものにするべきである。</p>	対応状況	<p>公社において、事業会計区分の再編成について福島県と協議を行っているところであり、市では、令和5年度中に完了するよう指導しました</p> <p>令和5年9月26日対応状況報告 市長</p>
4	観光課	<p>第4 決算の状況</p> <p>2 正味財産増減計算書の事業別内訳</p> <p>(1)収益事業について</p> <p>当財団は収益事業として畜産加工品製造販売事業、公園利用者サービス事業を行っている。特に「畜産加工品製造販売事業」は4期連続の赤字である。</p> <p>収益事業の経営を改善するためには、前年と同じ事をそのまま続けるのではなく、抜本的に事業を見直す必要がある。例えば、畜産加工品製造販売事業の販路は拡大の余地があると思われる。また、公園利用者サービス事業では委託業者が長年固定されており、見直しの余地があると考えられる。さらに、中長期的な改善計画を策定して計数的に黒字化を目指し、それを達成するための具体的な行動を実施していくことが望まれる。</p>	対応状況	<p>市では、公社に対し、令和3年度に引き続き、赤字の事業の継続性の検証を早急に図られたい旨の指導を行い、公社においては、目標値を含めた改善計画兼経営計画を策定しました。</p> <p>令和5年1月24日対応状況報告 市長</p>
6	観光課	<p>2(3)中長期経営計画について</p> <p>当財団では中長期計画は作成していないとのことである。理由としては指定管理の期間が5年のため中長期計画を作成することは難しいとのことであった。しかし、本来ならば、指定管理者から外れる可能性もあることを踏まえた上で、指定管理者から外れないためにはどのような必要があるのかも検討しておくべきである。</p> <p>もし、長期が無理であるならば中期経営計画なら作成可能ではなかろうか。中期経営計画は企業が3～5年のスパンで目指す現状から見た将来のあり方を策定することであり、自社が置かれている現状を把握でき、取り組むべき課題が明確になる。また、その中で赤字の収益事業の将来計画も明確になる。</p>	対応状況	<p>市では、公社に対し、中期経営計画の作成の検討及び他の民間の公益財団法人の状況や類似する団体の事例について調査研究を行うよう指導し、公社においては、5年間の収益事業に係る中期計画を策定しました。</p> <p>令和5年1月24日対応状況報告 市長</p>
7	観光課	<p>第4部 指定管理事業の概要</p> <p>第3 再委託率について</p> <p>1 公益財団法人郡山市観光交流振興公社に係る業務の再委託率について</p> <p>(1)再委託について</p> <p>再委託率は一部の施設を除きかなり高い水準である。専門性が高い特殊な業務等は別としても、再委託率があまり高い場合は、指定管理者制度による経済性・効率性のメリットが失われる（市が直接委託したほうが経済的・効率的である）。また、そもそも、再委託は、より低い労働条件を再委託先の労働者に強いるなどの構造的問題を抱えている。再委託率はできる限り抑える必要がある。</p>	対応状況	<p>市では、公社に対し、指定管理における直営実施及び再委託実施については、その効率性及び有効性において課題があることから、検証するよう指導しました。</p> <p>また、当該事項については、将来的に市と指定管理者の間で整理する必要があることも併せて説明しました。</p> <p>なお、公社としては、業務委託の再点検及び見直しの手法を含めて検討中であります。</p> <p>令和5年1月24日対応状況報告 市長</p>

令和2年度 包括外部監査（令和3年3月26日報告） 【意見】

テーマ：公益財団法人郡山市観光交流振興公社の運営に係る事務の執行について

No.	該当所属	監査の結果（要約）	措置・対応状況の別	内容
8	公園緑地課	<p>第5部 郡山カルチャーパーク 第3 事業運営の状況 2 事業の実施状況 (5) 監査の結果 ①実施事業について 郡山カルチャーパークの指定管理者の管理運営状況の点検・評価の結果は全指定管理者制度導入施設の平均を上回っており経営努力の成果は上がっている。しかしながら、上記事業にはあまり目新しいものがなく、基本的に前年実施した同事業との比較による評価になっている。同業他施設を参考にもう少し思い切った施策を講じてはどうかであろうか。 また、通常営業に関しては利用料金については条例で上限額が決まっているため、この点についても市と協議の上改善の余地はあるのではないか。 利用料金を変えられないとすれば来場者を増やすほかない。施設の経営改善のためのデータ的には何歳ぐらいの人が何人来場してどこでいくら使ったかの情報が欲しいところである。少しでも細かい顧客情報を集める方法を検討していただきたい。</p>	対応状況	<p>市では、公社に対し、事業内容や実施手法の改善を図るため、事業の実績を毎年分析し、市との協議による事業内容の変更や新規事業の実施により経営状況の向上を図ること、現在、新型コロナ対策として実施している来場者の情報収集を継続すること等を指導しました。 また、公社としては、顧客情報の収集及び分析を行うこととしております。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p>
9	観光課	<p>第4 委託契約の状況 4 監査の結果 (1)長期継続契約の締結について 競争入札であっても業務の特殊性から入札応札者数が1者のみの状態が長年継続している業務については、単年度契約ではなく、長期継続契約も検討の余地があると思われる。業務の特殊性から現契約者から他の事業者に変更できない業務の場合は、単年度契約のみならず長期継続契約も検討いただきたい。 なお、当該意見については、他の施設においても共通である。</p>	措置(完了)	<p>市では、長期継続契約の積極的な導入を検討するよう指導し、公社では、令和4年度の契約から長期継続契約を実施しております。</p> <p>令和5年1月24日措置通知 市長</p>
10	観光課	<p>(2)指名競争入札について 複数の指名業者があるにもかかわらず、長期間同一業者が落札している場合がある。このような事業においては指名競争入札の趣旨を鑑み、本当に競争原理が働いているのか否かの検討をお願いしたい。</p>	措置(完了)	<p>市では、公社に対し、業務を担える業者が複数ある場合は、公社の規定に基づき、競争原理を踏まえた契約を締結すべきであると指導しました。 また、公社としては、令和3年度の契約全般において、指名業者の見直しを行いました。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p>
11	観光課	<p>(3)契約単位の見直しについて 園内の花壇や植栽の管理業務について、別々の契約となっているが受託者は1者のみである。類似した作業をまとめて1契約とする他、長期の契約とすることで、事務処理の省力化や経営の安定化が期待できる。</p>	措置(完了)	<p>市では、公社に対し、類似する業務はまとめて1つの契約を締結するよう指導しました。 また、公社としては、類似する業務の仕様書を見直し、まとめて1つの契約として締結した結果、契約件数をこれまでの半分にしております。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p>
12	公園緑地課	<p>(4)調理販売等業務について 郡山カルチャーパーク内にあるレストラン事業（軽食）について、調理販売業務を外部業者に委託したものである。外部業者は、長期間同じ事業者を利用している。以下の点について、検討をいただきたい。 ①相見積を取っていないこと ②単価増額の理由が不明確であること ③人員配置を年間で一定としていること</p>	措置(完了)	<p>市では、公社に対し、業務委託の費用積算に当たっては、以下の事項に留意するよう指導しました。 (1)費用積算の参考とするため、複数の業者から見積書を取得すること。 (2)見積書の内容を分析及び評価し、費用積算に用いる単価の根拠を明らかにするとともに妥当な単価であるか検証すること。 (3)人員の配置計画を細かく分析し、パートタイムでの対応や人員削減の可否について検討すること。</p> <p>また、公社としては、以下の対応をいたしました。 (1)調理販売業務については、令和2年度に検討を行い、令和3年度は郡山市契約規則に準じて、6者による入札を実施した。 (2)費用積算に当たっては、郡山市の単価及び積算資料のほか、実勢価格（業者見積及び相見積もり）を参考に適正な単価で積算した。 (3)効果的な人員配置ができるよう仕様書で期間ごとの配置人数を定めた。</p> <p>令和3年8月31日措置通知 市長</p>

令和2年度 包括外部監査（令和3年3月26日報告） 【意見】

テーマ：公益財団法人郡山市観光交流振興公社の運営に係る事務の執行について

No.	該当所属	監査の結果（要約）	措置・対応状況の別	内容
14	公園緑地課	第6 資産管理の状況 1 現金管理 (1)ドリームランド売上金に係る帳票の作成者等の明示について 郡山カルチャーパーク内のドリームランドの「売上集計」の帳票には、担当者や確認者の記載がなされていない。 現金については一般的に不正のリスクが高いことから、責任の所在を明確にするためにも、担当者や確認者を帳票上で明示することが望まれる。	措置 (完了)	市では、公社に対し、「売上集計」の帳票について、毎日、担当者及び確認者を帳票上で明示するよう指導しました。 なお、公社としては、令和3年度から対応しております。 令和3年8月31日措置通知 市長
15	公園緑地課	第7部 21世紀記念公園・麓山公園・八山田子ども公園 第4 委託契約について 4 監査の結果 (1)21世紀記念公園のくつろぎ・交流施設受付案内業務について 21世紀記念公園のくつろぎ・交流施設受付案内業務は、主として公園内の2施設（くつろぎ施設・交流施設）について受付などの管理業務を行うものである。市が決定した施設の利用時間が午後9時までとなっていることから、勤務時間は8:30～21:15までとなっており、夜間勤務者を配置して委託料を支払っているが、夜間の利用状況が3.5%～7.5%の施設のために夜間勤務人員を配置することの是非を市と協議することも必要である。また近隣に市の施設である労働福祉会館もあり、交流施設の夜間運営についても今後市と検討の余地はある。	対応状況	くつろぎ施設の夜間運営については、市民の皆様が、茶道、華道を中心とした日本の伝統・文化に触れる機会を、夜間の時間帯を含めて広く確保するため実施することとしました。 また、交流施設の夜間運営については、コロナ禍の2020年度から2022年度においても、利用率が14.4%～28.8%と一定の需要があることから、施設利用状況の情報発信等に努めながら、これまでと同様の時間帯で運営することとしました。 今後においては、くつろぎ施設と交流施設を一体的に管理することにより、管理コストの縮減を図り、近隣施設との差別化を図るなど指定管理者と連携しながら利用率の向上に努めてまいります。 令和5年9月26日対応状況報告 市長
16	行政マネジメント課	第8部 事務局 第2 法人全般の業務運営について 1 監査の結果 (1)給与改定について 郡山市では市職員の給与改定がある都度、当財団に資料を送付している。その趣旨としては「財団等において給与改定作業を行う場合の参考」のためである。これにより、当財団の給与改定は市とほぼ同じものとなっている。観光交流振興公社は郡山市の外郭団体ではあるが郡山市とは別組織であり、当観光交流振興公社職員と公務員である市の職員とは立場は異なる。従って、給与改定については、各組織の実情にあったものにするため組織毎に行うべきである。	対応状況	市の給与改定の情報は、参考として提供しております。 給与改定については、理事会等における意思決定によるものであり、公社の判断となる旨を、時宜を捉えて働きかけてまいります。 令和5年1月24日対応状況報告 市長
17	観光課	第3 委託契約について 2 監査の結果 (1)財務会計指導業務、税務会計指導業務の相見積の入手について 財務会計指導業務、税務会計指導業務について随意契約であるが相見積を取っていない。馴れ合いや共謀を防止し、複数の業者に契約の機会を与える観点から、相見積を取ることを検討されたい。	措置 (完了)	市では、公社に対し、市補助金を財源とする業務であることから、業務を担える業者が複数ある場合は、競争させるよう改善指導等を行いました。 また、公社としては、令和3年度から対応しております。 令和3年8月31日措置通知 市長
18	観光課	第8部 事務局 第3 委託契約について 2 監査の結果 (2)財務会計指導業務、税務会計指導業務の契約単位について 通常、財務会計指導と税務会計指導は一体となって実施するものであり、さらに受託者も同一であるため、あえて契約を分割する理由はない。 恣意的に契約を分割していると誤解を招く恐れがあるため、早急には是正すべきである。	措置 (完了)	市では、公社に対し、市補助金を財源とする業務であることから、類似する業務はまとめて契約を締結するよう改善指導等を行いました。 また、公社としては、令和3年度から対応しております。 令和3年8月31日措置通知 市長
19	観光課	第4 資産管理について 2 監査の結果 (1)備品シールの貼付について 備品台帳に記載されている備品は、原則として備品番号などを記したシールを添付している。しかし、施設によっては、合併前の古い事業体のシールのみ添付しているケースが散見された。現行の備品台帳に合わせて新しいシールに張り替えるべきである。	措置 (完了)	市では、公社に対し、現行の備品台帳に合わせて新しいシールに張り替えるように指導しました。 また、公社としては、令和3年7月に張り替えを完了しております。 令和3年8月31日措置通知 市長

令和2年度 包括外部監査（令和3年3月26日報告） 【意見】

テーマ：公益財団法人郡山市観光交流振興公社の運営に係る事務の執行について

No.	該当所属	監査の結果（要約）	措置・対応状況の別	内容
20	観光課 行政マネジメント課	<p>(2)観光交流振興公社所有の各施設に固有の設備について 観光交流振興公社は、石筵ふれあい牧場の建屋やドリームランドのゴーカートなど、各施設に固有の設備を観光交流振興公社の資産として所有している。指定管理者の選定は公募で行われるため、観光交流振興公社が永続的に指定管理者として選定されることは保証されていない。 指定管理者の変更があった場合に、観光交流振興公社が所有する各施設に固有の設備等をスムーズに引き継げるように、事前に具体的な引継リストなどを作成して、市と観光交流振興公社が協議の上、合意文書を残しておくことが必要である。</p>	対応状況	<p>市と公社で協議を行い、次期指定管理公募前までに取扱いを検討することといたしました。</p> <p>令和3年8月31日対応状況報告 市長</p>
21	行政マネジメント課	<p>第9部 総括 第1 今後の観光交流振興公社の運営について 1 (1)今後の観光交流振興公社の運営について 郡山市の外郭団体である観光交流振興公社を取り巻く経済・社会情勢は設立当初から大きく変化しており、今後の観光交流振興公社運営は大変難しいものとなっている。 観光交流振興公社の業務の大半は郡山カルチャーパーク及び郡山石筵ふれあい牧場の管理であり、もしも民間企業との競争になり指定管理者から外れた場合、経営が立ちいかなくなるのは明白である。他に主たる業務を営んでいる民間企業とは違い管理運営のみを業務とする観光交流振興公社は、公募による落札を前提とする指定管理制度には不向きではないであろうか。実質的な人事権を握る市としても、対象施設の将来計画とともに、観光交流振興公社が指定管理者の指名から外れた場合の組織運営の在り方、従業員の雇用等十分に対応を検討しておく必要があるのではないだろうか。更には観光交流振興公社の将来の在り方自体も検討しておくべきである。</p>	対応状況	<p>今後の財団の在り方については、現在財団が抱えている課題と併せ、郡山カルチャーパークや石筵ふれあい牧場をはじめとした施設の在り方や、PPP/PFIの導入可能性及び指定管理者制度の在り方など、複合的かつ総合的に検討する必要があることから、引き続き、財団や関係所属による意見交換等を行いながら、対応方針を検討してまいります。</p> <p>令和5年1月24日対応状況報告 市長</p>